

知っておきたい生前贈与の基本と活用⑧

贈与税の配偶者控除～長年連れ添った配偶者への贈り物(おしどり贈与)～

今回は「贈与税の配偶者控除」についてお話します。これまで2回にわたって下の代への贈与についてお話してきましたが、配偶者間の贈与で節税ができればとお考えの方もいらっしゃるでしょう。そこで活用できるのが「贈与税の配偶者控除」です。利用すべきかの判断が重要な制度ですのでポイントを確認しておきましょう。

この制度は婚姻期間20年以上の夫婦間で、贈与を受ける側が住むための不動産そのもの(土地のみでもOK)か、これを購入するための金銭の贈与が対象となり、非課税枠は2,000万円です。贈与した側に相続が発生した際に、贈与した財産を相続財産へ持ち戻さなくて良い点もメリットといえるでしょう。贈与税の基礎控除110万円を含めると2,110万円までを非課税で贈与できますが、この非課税枠を使えるのは夫婦間で一度だけです。

お得に思えるこの制度ですが、利用前に知っておきたい注意点がいくつかあります。

まず居住用不動産を無税で配偶者に渡したいのであれば、生前に贈与をしなくても、相続時に1億6,000万円と法定相続分のどちらか多い額までは非課税となる「配偶者の税額軽減」を使えば、相続税がかからない点です。次に、不動産を贈与する場合にかかる不動産取得税や登録免許税ですが、相続時よりも贈与時の方が税率が高い点も注意しましょう。

また、相続時に自宅の土地評価額を8割下げられる小規模宅地等の特例は、贈与の際には適用できないのもデメリットといえます。配偶者は居住用不動産を贈与されることにより財産が増えますので、二次相続時の相続税の負担も考慮する必要があります。

以上の注意点がある中で、この制度を検討した方が良いケースを考えてみましょう。例えば財産の大半が不動産であって、多額の相続税がかかることが見込まれ、売却予定がない自宅を相続財産から切り離れた方が良い場合には、不動産取得税や登録免許税といった費用を考慮してもこの制度を検討して良いでしょう。その他、税金面以外の事情により自宅を配偶者の名義にしておいた方が良い場合が挙げられます。

「贈与税の配偶者控除」を利用した方が良いケースは思ったより少ないといえますので、専門家とよく相談のうえ検討する必要がありますね。

最後に、贈与税の配偶者控除のポイント改めて確認しましょう。

- 婚姻期間20年以上の、長年連れ添った夫婦に認められた特権
- 居住用不動産(土地のみ可)、または居住用不動産を購入するための金銭の贈与が対象
- 非課税枠は2,000万円(1回限り!)

(レインボーニュース2020年6月号掲載)

知っておきたい生前贈与の基本と活用⑨ 教育資金の一括贈与制度～改正点と注意をしたいポイント～

子や孫の教育資金を1,500万円まで非課税で贈与できる「教育資金の一括贈与制度」。関心の高さから2021年度税制改正では3度目となる期限の見直しがなされ、2023年3月31日までとされています。新設当初から人気の制度ですが、思わぬ事態に悩む方も多いようです。利用前にメリット・デメリットを確認しておきましょう。

「教育資金の一括贈与制度」は、30歳未満の子や孫が、父母や祖父母から信託などによって教育資金の一括贈与を受けた場合、受贈者一人当たり最高で1,500万円まで(習い事等は500万円まで)贈与税がかからないというものです。金融機関等で教育資金口座の開設をしたうえで一括贈与を行い、教育資金非課税申告書は金融機関等を経由して税務署に提出されます。

この制度の最大のメリットはやはり、1,500万円までを非課税で一括贈与できる点でしょう。30歳まで(条件により40歳まで)に贈与した額を使い切れば贈与税がかかりません。さらに、110万円ずつのコツコツ贈与(暦年贈与)と併用することもできます。

なお、度々の税制改正による変更点には注意をしましょう。2019年度の改正では、受贈者が23歳未満であったり、学校に在学中といった場合等は除外されますが、贈与者が亡くなる前「3年以内」にこの制度を利用して非課税で贈与を受けたものがあるときは、亡くなった日の残額を受贈者が相続により取得したものとみなされることとなっています。2021年度の改正ではこの「3年以内」という年数の条件がなくなり、何年前の贈与だとしても残額が相続税の課税対象になりますので注意しましょう。

また2019年4月1日以降に贈与を受ける分については受贈者の所得制限が設けられ、前年の合計所得が1,000万円以下とされている点も気を付けたいですね。

デメリットとしては、一定金額までは領収証に代わり明細書の作成でよいと改正されたものの、領収証の管理に手間がかかることが挙げられます。また、教育資金として認められるかの判定が難しいため、お金を引き出す際には細かいルールを把握しておく必要があり、煩わしく感じる方は多いでしょう。

思いもよらない事態に悩むケースとして多いのが、上限の1,500万円を贈与したものの、30歳までに使いきれずに残った額に贈与税がかかる見込みとなる場合です。制度利用の際は、上限の1,500万円ではなくこれからの教育資金として必要な額を軸に一括贈与を考える必要があります。また、そもそも相続税がかからないのでこの制度を利用する必要がなかったということにもならないように、きちんと相続税の試算もしておきたいですね。

一括での贈与なので、大きな金額を渡したのに子や孫の喜ぶ顔は一度しか見られずがっかり、ということもあるでしょう。また、子供たちのうちひとりへの大きな金額の贈与は、兄弟間への不公平感を生まないように注意することも大切です。教育資金の一括贈与制度は、節税だけでなく、家族の背景や思いにも配慮しながら選択したい制度といえます。



知っておきたい生前贈与の基本と活用⑩ 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度

祖父母や父母から結婚や子育てのために一括で贈与された資金について、贈与税が非課税になる「結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度」。2021年度税制改正により、教育資金の一括贈与制度と同じく、期間が「2023年3月31日まで」に延長されています。改めて制度の内容を確認しておきましょう。

結婚・子育て資金の一括贈与制度の利用には、信託銀行などの金融機関で専用口座の開設が必要です。贈与や資金の払い出しは金融機関を通じて行い、結婚・子育て資金に充てた領収書等を金融機関に提出します。税務署への申告は、専用口座のある金融機関が行います。

非課税となる上限は、受贈者1人あたり1,000万円(このうち結婚関係の費用は300万円)。受贈者は、20歳(2022年4月1日からは18歳)以上50歳未満の子や孫であることが条件です。教育資金の一括贈与制度と同じく、2019年4月1日以降に贈与を受ける分については受贈者の所得制限が追加され、前年の合計所得が1,000万円以下とされている点も注意しましょう。

非課税となる結婚関係の費用は、挙式や披露宴費用、新居への引越し費用や新居の家賃・敷金など。結婚相談所費用や、婚約指輪・結婚指輪の購入費用、新婚旅行の費用などは非課税の対象とならないので注意しましょう。対して子育て関係の費用は対象範囲が広く、不妊治療や産婦検診の費用、分娩費用や産後ケアにかかる費用、子どもの医療費、保育費用、ベビーシッター代などまで含まれます。

結婚・子育て資金一括贈与制度を利用して非課税となる上限の1,000万円を贈与し、最大30年の間に使い切ることができれば、贈与税も相続税もかかりません。110万円ずつの暦年贈与をしていくことと比べると、とても魅力的な制度にみえます。

ただ気を付けたいのが、場合によっては将来相続税や贈与税が課税される可能性がある点です。まずこの制度の利用期間中に贈与者が死亡した場合には、残額に相続税が課税されることとなります。なお、2121年度の税制改正により、孫への結婚・子育て資金口座の残額に対応する税額も、相続税の2割加算の対象となりますので注意しましょう。そして、受贈者が50歳になるなどして制度の適用が終了した場合にも、残額が贈与税の課税対象となります。

教育資金の一括贈与制度と同じく、結婚・子育て資金一括贈与制度を利用する際は、上限ではなくこれから必要な額の贈与を念頭に進めると良いですね。

あわせて、結婚・子育て資金一括贈与制度の利用が本当に必要なのかを確認しておくことが大切です。この制度の利用目的は多くが相続税対策といえますので、将来相続税がかかることが見込まれ対策が必要なのか、またこの制度は領収書の管理などの手間もありますので、他の方法で対策を講じることができないのか、しっかり把握しておきましょう。





(Information)

無料相談会・WEBセミナー開催のお知らせ

コロナウィルス対策で外出を控えたいお客様へ おうちで相続相談



- ・コロナウィルス対策で、なるべく外出したくない！
 - ・日中は仕事があり、相談をしに行く時間がない！
- こういったご相談にお応えするために、弊社では電話やテレビ電話を使って、**ご自宅から出ることなく相続の相談ができるサービス**

「おうちで相続相談」を開始しました。

すでにご相続が発生されている場合は、ご相談はお早めに。
相続には期限のある手続きがあります。
初回のご相談は無料ですので、ぜひお気軽にご相談ください。
まずはお電話を！

お問い合わせはお電話で

☎048-711-9183 10時～18時（水曜定休）



次回WEBセミナー 開催予定

2021年4月24日(土) 13時30分～14時30分
相続学校 初級講座「遺言書のきほん 第1講座」

講師：相続学校さいたま校 古丸 志保

遺言書の作り方や作る時の注意点、相続法改正で遺言書がどう変わったのかなど。遺言書についてはじめて学ぶ方の講座です。

～相続学校ってどんな学校？～

「円満かつ円滑な相続」をテーマにした、どなたでも参加できる講座です。相続の正しい知識と、相続でもめないための知恵を、相続実務のプロからしっかり学ぶことができます。
 《50歳になったら相続学校 さいたま校 運営・事務局：株式会社大和不動産》

お申込はお電話で

☎0120-954-406 10時～18時（水曜定休）

WEBからのご予約
はこちら →→



相続・不動産のお悩み解決のワンストップサービスを提供する、“一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター”。「相続が発生したけれど何から手を付けていいのかわからない」、「どんな専門家が必要なの?」、「相続対策、何をすべき?」などお困りの方、まずは私たちへご相談下さい。相続・不動産専門のコーディネーターが、問題解決までしっかりサポートいたします！

無料相談は随時承っております！

お気軽にご相談・お問い合わせください♪



お問合せ・ご相談・面談のご予約は
下記までお気軽にご連絡ください♪

一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

住所 さいたま市浦和区高砂一丁目2番1号
 エイパックスタワー浦和オフィス西館307

受付時間 10時～18時（水曜定休）

電話 **048-711-9183**

FAX 048-711-9151

HP <http://www.saitama-souzoku.jp/>

事務所は浦和駅西口
徒歩3分

